

## 資料編



## 資料編

### 1 計画の策定過程

日程	項目	内容
平成 26 年 5 月 14 日	第 1 回 摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活圏域ニーズ調査について</li> <li>・ 計画策定までのスケジュールについて</li> </ul> </li> <li>● 地域包括支援センターの運営について</li> <li>● 地域密着型サービスの運営について</li> </ul>
平成 26 年 7 月 16 日 ～ 8 月 1 日	介護支援専門員向けアンケート調査	
平成 26 年 7 月 21 日 ～ 8 月 4 日	日常生活圏域ニーズ調査	
平成 26 年 9 月 19 日	第 2 回 摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険制度・高齢者保健福祉制度の動向について</li> <li>● 日常生活圏域ニーズ調査結果報告</li> <li>● 介護支援専門員向け要支援認定者実態調査報告</li> </ul>
平成 26 年 11 月 27 日	第 3 回 摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について</li> <li>● その他の計画策定にあたっての案件について</li> </ul>
平成 27 年 1 月 28 日	第 4 回 摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について</li> </ul>
平成 27 年 2 月 9 日 ～ 2 月 22 日	パブリックコメント	
平成 27 年 3 月 2 日	第 5 回 摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パブリックコメントの集計結果</li> <li>● 第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について</li> </ul>

## 2 摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会設置規則

○摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会規則

平成 26 年 3 月 31 日

規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、摂津市附属機関に関する条例(昭和 44 年摂津市条例第 26 号)第 3 条の規定に基づき、摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、摂津市附属機関に関する条例別表第 1 項に掲げるその担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 22 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 関係団体を代表する者
- (5) 市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉部高齢介護課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

### 3 摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会委員名簿

平成 27 年 3 月 31 日現在

区 分	氏 名	団体・役職名
学識経験者	石川 久仁子	大阪人間科学大学社会福祉学科
	武田 卓也	大阪人間科学大学医療福祉学科
福祉・医療 福祉関係者	切東 美子	摂津市医師会代表者
	井上 純一	摂津市歯科医師会代表者
	西川 好子	摂津市薬剤師会代表者
	百武 昭彦	摂津市介護保険事業者連絡会代表者
	下村 宗治	摂津市介護保険事業者連絡会代表者
	武田 登	摂津市社会福祉協議会代表者
	前田 宜伸	摂津市地域包括支援センター代表者
	野口 良美	摂津市民生児童委員協議会代表者
市民団体等	山本 善信	摂津市老人クラブ連合会代表者
	山田 初枝	摂津市老人介護者(家族)の会代表者
	井上 智恵	摂津市人材サポート・ビューロー代表者
	重田 保治	千里丘協立診療所ボランティアグループ代表者
	原田 貞雄	摂津市ボランティア連絡協議会代表者
公募市民	辻 憲治	介護保険第 1 号被保険者代表者
	並田 勝彦	介護保険第 1 号被保険者代表者
	稲垣 陽子	介護保険第 2 号被保険者代表者
行政機関	高山 佳洋	大阪府茨木保健所職員
	堤 守	摂津市職員

## 4 用語解説

語 句	解 説
あ行	
インフォーマル・サービス	法律や制度に基づき行政が直接・間接的に提供するサービスに対し、家族や近隣、地域社会、民間やボランティアなどによる支援活動のこと。
NPO	Nonprofit Organization の略で、医療・福祉、環境、文化、芸術、まちづくり、国際協力などの分野において、営利を目的とせず、社会的な公益活動を行う民間の組織。特定非営利活動促進法（NPO法）による認証を受け、法人格を得た NPO の団体を NPO 法人（特定非営利法人）という。
か行	
介護認定審査会	被保険者が要支援状態・要介護状態に該当するかどうかの審査及び判定等を行うため、市町村が設置するもの。
介護予防	高齢者が要支援状態・要介護状態になることをできる限り防ぐこと、また要支援状態・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすることによって、高齢者が自立した生活を送れるようにすること。
介護予防・日常生活支援総合事業	要支援者に対する介護予防サービス、二次予防事業対象者に対する地域支援事業を総合的・一体的に提供する事業として、第5期介護保険事業計画より新たに創設された事業。市町村の判断により、介護予防サービス、地域支援事業である介護予防事業、配食・安否確認・見守り等の生活支援サービスを対象者一人ひとりに適切・効果的に提供するためのケアマネジメントを総合的に実施するもの。要支援者や介護保険サービス利用の対象となっていない虚弱・引きこもり高齢者等に対し、円滑かつ柔軟な支援を提供することができる。なお、第6期介護保険事業計画では要支援者への訪問介護・通所介護の実施を含めた「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」として再編され、平成29年度までにすべての市町村で実施することが義務付けられている。
ケアプラン（介護サービス計画・介護予防サービス計画）	要支援、要介護者やその家族の意向をもとに介護（予防）サービスや福祉サービスなどが適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用するサービスの種類や内容を定めた計画。
ケアマネジメント	要支援状態・要介護状態などで援助を必要とする方に対し、一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源（保健・医療・福祉サービス）を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。
ケアマネジャー（介護支援専門員）	介護や支援を受ける要支援者・要介護者本人やその家族からの相談に応じ、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに応じたケアプランを作成し、本人や家族の希望に即した適切な居宅サービスや施設サービスを利用できるように、市や居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡や調整を行う者。都道府県が実施する試験に合格したのち、実務研修を修めることで資格を得る専門職。

語 句	解 説
か行	
健康寿命	高齢になる前に若くして死亡することや、傷病等に起因して心身の障害が生じることを減らした、人生における良好な健康状態で障害のない期間。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者、障害のある方等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
高額介護サービス費	1か月に利用した介護保険サービスの自己負担割合の合計が、定められた上限額を超えた分(同一世帯に複数の利用者がある場合は世帯全体の負担額が上限額を超えた分)を支給する制度。ただし、利用者負担には、福祉用具購入費や住宅改修費の自己負担割合、施設入所中の居住費・食費・日常生活費等の利用料は含まれない。
後期高齢者	高齢者(65歳以上)のうち、75歳以上の方。
高齢化率	総人口に対して65歳以上の人口が占める割合。
高齢者虐待防止法	正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」で、平成18年4月に施行。この法律の「高齢者」とは65歳以上の人を指す。家族など現に高齢者を養護している人や福祉施設とその従事者による高齢者に対する①身体的虐待、②ネグレクト(介護放棄)、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つを高齢者虐待と規定し、これらを発見した際の市町村に対する速やかな通報義務、虐待の行われた福祉施設等への立ち入り調査、虐待を受けた高齢者の保護に関する事項を定める。
コミュニティソーシャルワーカー(C.S.W)	地域において支援を必要とする方々の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする方に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門知識を有するもの。
さ行	
災害時要援護者	高齢者や障害者、難病患者、一時的に行動に支障のある傷病者や妊産婦、日本語を十分に理解できない外国人など、災害発生時に単独では避難が難しい住民のこと。
在宅療養支援歯科診療所	後期高齢者の在宅または社会福祉施設等における療養と歯科医療面から支援する歯科診療所。平成20年の診療報酬改定により創設された。
在宅療養支援診療所	24時間365日体制で往診や訪問看護を行う診療所。在宅医療を推進するため、平成18年の医療保険制度改正によって、診療報酬上の制度として新設された。
サービス付き高齢者向け住宅	居住者の安否確認や生活相談といったサービスが付加された高齢者専用住宅。「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(高齢者住まい法)で規定されている。
市民後見人	成年後見制度において、裁判所が選任した専門職以外の第三者後見人のこと。地域で暮らす判断能力の不十分な認知症高齢者等の権利擁護を図るため、身近な地域で支援を行う社会貢献の精神を持つ市民であり、家庭裁判所より選任を受ける。



語 句	解 説
さ行	
生活機能	歩行、食事、排せつ、入浴、衣服の着脱など日常生活に必要な動作を単独で行う能力のこと。身の回りのことや家庭での生活、社会生活を送るための基本的な動作の他、地域社会での生活に欠かせないコミュニケーション能力も含まれる。
生活習慣病	心疾患、脳血管疾患、がん、歯周疾患、骨粗鬆症等の食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症、進行に關与する疾患群。糖尿病や高血圧症、脂質異常症（高脂血症）、動脈硬化による心臓病、悪性新生物（がん）などが主な疾患としてあげられる。
成年後見制度	精神上の障害等により判断能力が不十分な方について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消す等により、これらの人を不利益から守る制度。
前期高齢者	高齢者（65歳以上）のうち、65歳～74歳の方。
た行	
第1号被保険者	市町村が行う介護保険の被保険者であり、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方。
第2号被保険者	市町村が行う介護保険の被保険者であり、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。
多職種連携	在宅医療を推進するにあたり、医療・介護に限らない様々な施設・職種等の生活全般を基盤とした連携を構築し、様々な専門家が相談し合う体制。医師（かかりつけ医・病院）、歯科医師、薬剤師、訪問看護ステーション、介護支援専門員、居宅介護事業所、栄養士等が情報を共有し、サポートし合うことができる。
ターミナルケア	死期の迫った患者に対して延命を第一の目的とする治療ではなく、苦痛の緩和を中心としたケアを行うことにより、痛みから解放されて納得して静かな日々を過ごしたり、やり残したことを実現したりして、残された日々を充実して過ごせるように援助する取組み。
「団塊の世代」	第二次世界大戦直後の昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代。
地域支援事業	介護予防事業（介護が必要な状態になることの予防を目的とし、要支援・要介護認定を受けていないすべての高齢者を対象とする一次予防事業と、虚弱高齢者等を対象とする二次予防事業から成る）、包括的支援事業（地域包括支援センターが行う高齢者のケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、ケアマネジャーの後方支援等）、任意事業（地域の実情に応じて市町村の判断で実施）で構成される事業。
地域ケア会議	保険者または地域包括支援センターが主催し、地域の多様な関係者が参画して、地域課題に応じた施策を展開するために開催する会議。個別事例の検討を通じて、多職種連携・協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげる。

語 句	解 説
た行	
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域において自立した生活を営めるよう、ニーズに応じた住まいが提供されることを基本としたうえで、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療、介護、予防（介護予防）、福祉サービスを含む生活支援サービスが、日常生活の場（日常生活圏域）において包括的・継続的に提供される地域での体制、支援・サービス等の仕組みのこと。
地域包括支援センター	地域の保健・医療・福祉・介護の向上を図るため、総合相談支援業務、虐待防止・権利擁護業務、専門職の連携により支援体制の構築等を行う包括的・継続的マネジメント業務、高齢者の健康増進・介護予防に必要な介護予防ケアマネジメント業務を担う中核機関であり、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等を配置している。
地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）	認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加に対応し、心身の状態の急変による緊急の対応、心身の状態の悪化に伴う住環境・介護環境の変化の必要性などに対して、可能な限り住み慣れた地域を離れることなく、身近な介護サービス事業者から支援を受けられる介護保険サービス。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて短時間の定期巡回により訪問し、訪問介護や訪問看護サービスを一体的に提供し、また利用者からの通報による随時の訪問も行う介護保険サービス。生活リズムに応じた短期間利用の他、昼夜を問わず随時利用も可能なことから、利用者の在宅生活の安心を確保するとともに、訪問看護を併せて提供することにより医療ニーズにも対応できる。
特定入所者介護サービス費	所得の低い要介護者が介護保険施設を利用した場合に要する居住費・食費の負担額を軽減するために支給される介護給付。
な行	
日常生活圏域	誰もが住み慣れた環境で継続して生活し、介護を受けることができるようにするため、地理的条件や人口、交通事情、保健・医療・福祉・介護等の社会資源・サービス提供基盤の整備状況等を総合的に勘案し、地域特性に応じて市町村域を区分した個々の地区のこと。
認知症	脳の障害によっておこる病気で、記憶障害、見当識（自分がいる周りの状態を認識すること）障害、理解・判断力の障害、感情・意欲障害などの症状が現われる。認知症には、主にアルツハイマー型認知症と脳血管性認知症がある。
認知症キャラバンメイト	厚生労働省が展開する認知症を知り地域をつくるキャンペーンにおいて、認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」をボランティアの立場で開催し、講師を務める人。
認知症サポーター	認知症を正しく理解して、認知症の方や家族を地域社会のなかで温かく見守る応援者。「認知症サポーター養成講座」を受講した方。

語 句	解 説
な行	
認知症サポート医	認知症患者の主治医（かかりつけ医）を対象として、対応力の向上を図るための研修の企画・立案及びかかりつけ医の相談役・アドバイザーとして機能する医師。厚生労働省が推進している「認知症地域医療支援事業」の一環として、都道府県や政令指定都市ごとの医師会を単位として設置される。
認知症疾患医療センター	地域医療と連携し、診断や治療が難しい認知症高齢者を受け入れる切り札的な施設と位置づけられる。厚生労働省が従来の老人性認知症疾患センターに代わって採り入れた。
は行	
パブリックコメント	行政機関などが政策立案にあたり、広く市民に素案を公表し、それに対して出された意見・提案を政策に反映させる制度。
バリアフリー	人々が生活するうえで障壁（バリア）となるものを取り除いた状態のこと。段差の解消や手すりの設置といった物理的障壁の除去だけでなく、すべての人の社会生活を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁を除去するという意味でも用いられる。
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など複数の在宅・地域密着型サービスを組み合わせて提供する介護保険サービス。平成 22 年の本サービスの創設により、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービス事業者による柔軟なサービス提供が可能となり、医療ニーズのある利用者が小規模多機能型居宅介護を利用しやすくなった。平成 27 年 4 月 1 日から「看護小規模多機能型居宅介護」に名称が変更される。
ま行	
民生・児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域住民の立場から生活や福祉全般に関わる相談・援助活動を行う。すべての民生委員は児童福祉法の規定により児童委員を兼ねる。
メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）	内臓脂肪型肥満によって、様々な病気が引き起こされやすくなった状態。
や行	
要介護者	身体上または精神上の障害があるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6 か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態。介護給付の対象となる。
要介護度（要介護状態区分）	介護保険制度において、要介護状態を介護の必要の程度に応じて定められた区分。「要支援 1」「要支援 2」「要介護 1～5」の 7 段階の区分がある。また、第 1 号被保険者に占める 65 歳以上の認定者数の割合を要介護認定率という。
要支援者	要介護状態とは認められないが、要介護状態となる可能性があり、身支度や家事など日常生活に支援が必要な状態。予防給付の対象となる。



第6期せつ高齢者ががやきプラン  
摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

平成27年3月 発行

発行：摂津市

編集：摂津市 保健福祉部 高齢介護課・保健福祉課

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号

TEL：06-6383-1111（大代表）／072-638-0007（代表）